

斯かる關係よりして運動を兒童に行はせるには熟練せる指導者又は監督者が要る。若し運動に不適當のものがあればこれは指導者が注意して不良の影響を與へるやうな事をさせぬのが一番よい。水泳は食前又は食後約二時間以内避け朝食と晝食晝食と夕食との中間の時期がよい。入水回数、一回の時間、入水中の運動の状況等は年齢、性別、體質、水の性質、波動の強弱、水及び氣温の高低、風、日光等の状況によりて鹽梅されねばならぬ。一回の入水持續時間は、初めは短くして漸次延長し、その適度の時間を定むるには團體中最も弱き兒童の顔色、指爪の色の變化する度を見る。顔色蒼白で殊に口唇暗紫色となり、指爪下著しく貧血して蒼白色になるのは既に入水時間の長きに過ぎた證左と見て差支ないのである。一回の繼續時間中に上陸して温砂の上で身體を温めるのも一方法である。一回の持續時間は初めは約十分乃至二十分で、漸次修練するに従ひ一時間又は二時間以上とすることが出来る。

其他冷水摩擦又は乾燥摩擦も亦有益の運動である。午睡は適度にこれを行ふのがよい。就中虚弱の兒童はこれによりて疲勞を慰する利益を收め得るのである。

食 事

食事は男女、年齢等に應じ十分の營養價あるものを選び、地方にて得易きものをとるのが便

利である。調理は兒童の嗜好に適するやうにし且團員中或食物を嫌ふものに對しては特別の代用品を備へ置くことが必要である。

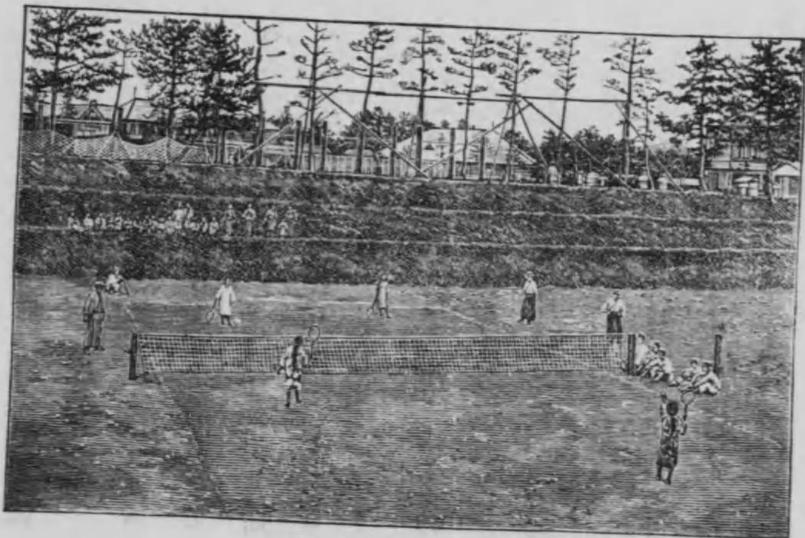
第二節 フェリエンコロニーの實施

收容兒童は豫め醫師が診査し身體虚弱にて特に「フェリエンコロニー」に收容するを利ありとするものを選ぶのである。又行き届いた所では休暇中最も衛生的要件に適した生活を生徒にさせるため健康兒童のために「フェリエンコロニー」を實施する所もある。この場合は必ず虚弱のものを混合してはならぬ。

「フェリエンコロニー」實施の期間は種々の事情によりて一定することは出来ないが成るべく休暇の中に行ふ方が適當である。

經費は生徒の保護者より徴収するか又は貧困であつて父兄が經費の負擔に堪えない場合には團體の方で支出するがよい。大正八年八月大阪市教育會が主催して泉州尾崎に六百餘名の虚弱學童を收容して全經費を同會で負擔した如きはその實例である。將來かかる方法にて「フェリエンコロニー」の實施されることは實に望まじきことである。

大阪市教育會で主催した休暇學園の實施は大正八年八月七日より同十八日までの十二日間



第三十七圖 三田國中學校小場於於小學校兒童市主催期

あつた。この日数は主として經費の點から定められたものと見える。今同學園の行事及び日課を擧げると次の如くである。

- 一、行事(一)、山野跋躰、海水浴、運動、
- (二)學科復習、談話、(三)名所古蹟の現地講話、(四)動植物採取、(五)間食、娛樂的催物等なり。

二、日課

起床、午前五時三十分(洗面)班の順による。點呼。

食事、午前六時三十分。

課業、午前八時より九時まで全體同時體操、海水浴(水泳)組別九時三十

分より十時三十分まで。

自由行動、午前十時三十分より十一時三十分まで。

食事、午前十一時三十分より。

自由行動、食後、日誌、通信、復習、間食(三時より四時まで)入浴等を含む。

水泳、午後二時より三時まで(隨意)。

食事、午後五時三十分より。

自由行動、食後、

外出者歸舍時刻午後七時

娛樂、午後七時より(合同的)。

就寢、全九時、點呼。

右の時間割の中に自由行動とある時間は各班で適當に立案してこれを實行した。例へば動物植物採取、山野跋躰、寫生、神社參拜等の如きである。献立表左の如し。

朝

晝

夕

主とし殊に寢室及び居室を衛生的に設備することを要する。其他兒の身體を清潔に保育し、皮膚の抵抗力を増進するために浴場の設備を必要とするは勿論である。

「フェリエンコロニー」に收容せられた兒童は善良の食餌をとり正規の生活をなすために身體狀態大に良好となり再び家に歸ると不潔であつて狹隘の住屋に住み不良の食事をせねばならぬ。このために折角増加した體重は減少する様になる。此弊害を除去する目的で獨逸國では學校にて兒童に牛乳及びパンを與へるところがある。兒童を「フェリエンコロニー」に收容して保護することは勿論多額の經費を要するがため「フェリエンコロニー」の恩澤を受ける兒童の數は保護を要するものに比べると僅かにその幾分に過ぎない。茲に於て限局的「フェリエンコロニー」を設立するに至つたのである。即ち保養を必要とする兒童を一日又は半日づつ郊外に連れ行きて新鮮の空氣中にて身體的看護をするのである。兒童は朝又は正午に家を出て夕には家に歸るのである。故にこれを限局的「フェリエンコロニー」と構するのである。獨逸國でこの方法の實行を初めたのはライプチヒ市の「シュレーベル」會 (Schreiberverein) である。この會は千九百六年度に於て二千四百四十九人の兒童を毎日郊外に誘導したと云ふ。

伯林にウォルフ、ベッセル (Wolf Becher) と云ふ醫師あり、この人は森林中に日中保養院

(Tagesnatorien) を設立した。千九百六年には此設備の下にて保護された虛弱兒童は千七百九十八人あつた。其後著く此事業が発達して今は多數の兒童を收容する様になつて居る。獨逸國には虛弱兒童殊に腺病質、慢性咽頭炎及び鼻加答兒、皮膚病、輕度の結核等のものを團體的に又は貧民救護の扶助の下にて保護する道が大に發達した。そしてこれ等の兒童は治療院、海水浴場等適當の機關によりて保護を受けるのである。保養所は殊に初期の結核兒童に對して適當である。現今では獨逸國林間保養所に收容せられる結核性兒童の數は二千五百人に及ぶと云ふのである。

第三節 フェリエンコロニーの効果

「フェリエンコロニー」の施設によつて兒童の受ける恩澤の大なることは言ふまでもないことである。先づ兒童は食慾を増し、元氣盛んとなり、血色も良くなり、従つて體重も増し、血液内の「ヘモグロビン」含量も増加するのである。予は大正八年大阪教育會主催の夏期學園に收容せられた兒童につき八月九日(第一回)及び八月十五日(第二回)の二回に血液検査をした。是は血色素量の測定をやつたのである。検査にはサーリーの「ヘモメーター」を用ひた。その検査の結果は左の如くであつた。

血色素に増減なきもの
血色素増加せるもの



第五十圖
血液の採取

四

三一

血色素減少せるもの

三

第二回血色素検査を缺くもの

一

實驗三十九中一例は第二回検査を缺いたため三十八例となる。此中血色素増加せるもの實に三十一例の多きを占めて居る、そして血色素減少したものは僅かに三例に過ぎない。そしてその減量したのもその度は少ない。尙ほ血色素増率は三乃至一〇のものに於て最も多い。そしてその増率状態は概して言ふと血色素量が第一回検査の時比較的低かつたものに於て増率の大であるのを見る。その著明なる例は第一例の七

三より八六に、第二〇例の七五より八五に、第三例の七六より九二に、第二十八例の七〇より

八〇に、第三四例の七五より九八に、第三六例の七八より九〇に、第三九例の七七より八七に
跳躍せるもの如きこれである。

予の實驗數は極めて少數に過ぎなかつたが、しかし尙ほ移住生活に本づきて兒童の身體に受ける良影響を數學的に證明するの一資料とするに足るであらう。

上文に明なる如くこの種施設による効果の著大なることは申すまでもない。今日我國の各地にてこの事業の進歩を見るに至つたことは實に喜びの至りである。尙ほ將來此種の企てが益々盛になることを望む所以も茲にあるのである。

第二十五章 學校食

學校生徒の身體發育は父母の社會的地位によつてその程度に差異が起る。父母の社會的地位が高ければ兒童の身體發育よくこれに反するときには兒童の身體發育は悪い。そしてその差異の生ずる主なる原因は營養品である。

ルブネル (Rubner) によると六歳乃至十一歳の學校兒童にありては平均二十四乃至二十五「キログラム」の體重を有するものであるが、これに要する一日の營養價は千五百「カロリー」である。ルブネルは此營養價の組成を次の如くに計算した。即ち蛋白六十四瓦、脂肪五十瓦、含水炭素百八十七瓦である。

エリスマン (Erismann) に據ると同年齡の兒童では一日の營養價千五百四十「カロリー」が必要であると、そしてその組成は蛋白六十瓦、脂肪四十瓦、含水炭素二百二十五瓦が佳いとした。

カウプ (Kamp) は滿十一歳の兒童にて千七百九十八「カロリー」を要すとした。(蛋白五十八瓦、脂肪五十六瓦、含水炭素二百五十三瓦)

然れども日常生活にありて兒童の受けるところの營養は上文のものに一致せないことが多い。これは營養品の種類による計りでなく、料理の方法にもよるのである。

學校兒童の中營養状態の良好なものはその半數に過ぎないのが普通である。そして五乃至八%のものは營養不良のものである。(シュミット)

獨逸國の十九都市に於ける學校兒童の體格検査成績を見ると左の通りである。(カウプ)

良	四一・八%
中	四九・八%
惡	八・四%

シュミット (Schmidt) が千九百十一年乃至千九百十二年の間に於て検査した成績は左の如くである。(男子)

體格	市立小學校	慈善學校	特別學校	補助學校
良	五五・三%	二四・四% <small>(貧民部)</small>	二一・八%	一三・三%
中	四一・一%	六七・五%	六五・九%	六四・七%
惡	三・六%	八五%	一二・三%	二二・〇%

これによつて見ると貧民學校兒、虛弱兒童、精神薄弱兒童の身體の變惡著しく多いことが知られる。

ガストバル (Gastpar) の検査によるとスツットガルト市貧民階級の小學校生徒では四九%の榮養不良兒を發見したと云ふ。

學校兒童の中には朝食をとらずに登校するものがある。又少量の不十分なる食事をして登校するものもある。かゝる兒童に學業を強ゆることは元來が無理である。この様な兒童に健康上の顧慮を拂はずして學業の効果を收めんとすることは木によりて魚を求めの類である。獨逸の中央慈善協會で千九百八年に小學兒童につきて検査をしたところが同年の冬に二万二千人、夏に三萬六千人は朝食をせずに通學して居たことが分つた。原因は左の如くである。第一は貧困のため、第二には父母の失職、第三は親の疾病、第四には母親が朝早く仕事に出るため、第五は學校が遠くて途中で空腹になり又は疲勞するもの、第六は親が無責任で子女給養の義務を忘れるため等である。かゝる兒童に對しては先づ榮養を與へることが先決問題である。そこで前世紀の中葉頃に佛國及び英國に於て學校兒童に給養することの企てが實行され、後に瑞西、獨逸にも行はれ、今世紀になつては英國、和蘭、瑞西等では法律で學童給食規定が發布され

たのである。

千八百九十六年クノイ (Cino) が獨逸國百七十七個の都市 (二萬以上の人口を有する) に照會して得た調査報告によると中七十九個 (四四・一%) の都市では貧民學童のために學校食の設備があつたと云ふ。そしてその中十九個は市立のものに係り、他は個人的のものであつたと云ふ。而して此等の設備により學校食を受けた兒童の數は凡て三萬四千四百七人に上つた二十四個の都市では主として牛乳及びパンより成る朝食を與へることとした。十七個の都市では午食 (スープ、肉、野菜) を與へ、七個の都市では朝食及び午食を與へると云ふ。

學校食の恩澤を受ける兒童の數は柏林で四乃至五%、ハルレにて一一%、キヨロニヒスベルヒにて二〇%、ダルムシュタットにて二%であると云ふ。

英國では千九百六年十一月を食料給與法が發布された。同法によると地方學務官廳は學童給食事業を市町村の經營とするか又は協會に託するか又は兩者の共同事業にするかを決し、給食場及びその使用人の管理監督のために特別の委員會を設けねばならぬ。學童給食事業經費は公費で支辨することが出来る。千九百十年三月末に學童給食事業を開始した市町村は三百二十七で内百二十人は自ら學童給食委員會を設けて經營し他の市町村は市町村と協會との共同經營で

ある。英京倫敦にはジモン夫人の所謂栄養不良學童十二萬二千人（一六％）（千九百四年）がある。マンチェスターには其數一五％を數へる。倫敦市内の貧民窟の兒童では栄養不良のもの九〇％にまで達したと云ふ。（アイヒホルツ）

英國及びワイルスにて學校食を受けた兒童數は、十三萬人（千九百三年より四年に涉る一個年度）に達し、この費用七十萬「マルク」に上つた。倫敦市のみでも百五十八個所の食事供給所がある。

佛國では千八百八十二年に強制教育令發布せられ公私共同の事業として設けられた學校食堂で貧民兒童の給食を行ふやうになつた。現今巴里では五百八十八校の中三百五十三の學校食堂がある。千九百八年には三萬八千五百餘人の學童に約八百萬食を與へたと云ふ。巴里市はこのために百萬「フラン」以上の經費を支出したと云ふ。

巴里では全學童の五〇％は學校食を受けると云はれる。甚だしいのは八〇％に上れるところがある。ゴーチエは學童給食の献立を發表したが、巴里では小學校酒舗で、それを採用して居る。この方法は、兒童を四歳以下、四乃至六歳、六歳乃至一〇歳、一〇歳乃至一四歳の四部に區別し、第一の部類には肉を與へぬ。第二部類には一週に三回四〇瓦、第三部類には毎日八〇

瓦、第四部類には一〇〇瓦を供給するのである。例へば第一部類には毎週水曜に「ミルク、スープ」と馬鈴薯と「パン」の「ランチ」、第二部類には木曜に「ビーフ、スープ」と「ポイルトビーフ」と「パン」。第三部類には金曜日に野菜スープと大豆又は扁豆の「ビュレ」^{ビュレ}と「ビーフ」、アラ、モード」と「パン」を、第四部類には土曜日に濃い「スープ」と「ペーストリー」と「スチュー」と「パン」とを與へる。十歳以上の兒童には水を入れた葡萄酒、「ビール」、「サイダ」等を飲ませる。珈琲や茶は絶対に與へない。ゴーチエは營養價を量るに液體は立方仙迷、固形物は瓦を單位として居る。巴里以外の佛國都市では學校食の設備がまた大に發達して居らぬ。マルセイユ市では學童の八〇％が學校食を得るのである。

獨逸國では千九百八年より同九年に涉る一個年にありて既婚者であつて家庭外の職業に従事して居るもの二十五萬人あつたと云ふ。冬には尙ほ勞働階級で失職するもの少なくない。千八百九十五年伯林で失職者の數は二萬人以上に達したと云ふのを見てもその一斑を察する事が出来る尙ほ母の疾病、父母の貧困がある。又兒童の中には自己が勞働に従事して居るものがある。（新聞配達、牛乳配達等）そして此等の兒童は朝食をせずに登校するとは稀でない。獨逸國に於ける學校食供給の方法は甚だ多様である。或所は學業の始まる以前に朝食を與へ

或學校では授業の休憩時に朝食又は午餐を供す。多くの地方では職業のため外出を要する母の子をのみ児童預所に集めて、ここで授業し且つ供食する方針である。最近に於て國民慈善會本部は十萬乃至二萬の人口を有する都市五百二十三個へ向け學校食の設備の有無を照會したがそれに回答したものの四百八十七(九三%)あつた、そしてその成績は左の通りである。

人口五萬以上の都市	比例(%)
人口五萬乃至十萬の都市	七八・〇
人口二萬乃至五萬の都市	六二・五
人口一萬乃至二萬の都市	三八・五
	三〇・七

二萬以上人口を有する都市では學校食を得た児童の数は三萬四千三百七人より八萬五千四百九十八人となつてゐる。一萬乃至二萬の人口を有する都市にて學校食を受けた児童は九千三百七十二人である。これを合すると九萬四千八百七十人(上記都市に於ける學童總數の五五%となる。)そして學校食設備の種類を見ると七二%は私人のものであつて團體の扶助を受

けるもの。二八%は純然たる市のものである。供食の六一%は學校内の室にて行はれる。二七%は國民料理舗又は共同的家屋内に於て取るのである。

獨逸國に行はれる上記學校食の費用は父母の側よりこれを負擔し、又扶助を受けるのである。児童預所にて適當の食事を児童に與へることは最もよき方法である。

児童預所 (Kinderhorten) は千九百八年度に於て獨逸八十一都市に三百三十六個所あつた。保護兒童數二萬一千人、二百三十三個所児童預所(收容兒童一萬三千五百人)にては兒童に牛乳(又は珈琲)と「パン」にて造れる食餌を與へ、五十四個の児童預所(收容兒童數四千人)では時として午餐を與へ、三十二個の児童預所(收容兒童數二千八百人)にては常に午餐を給し、他の十個所では朝食、午餐、夕食を與へると云ふのである。

斯の様な設備に本づく効果の尠少でないことは兒童榮養と健康との一斑を知つて居るものは容易に洞察することが出来る。獨逸國には上流家庭の處女であつて児童預所等に於て働いて居るものが少くない。これ實に社會のために喜ぶべき現象である。

獨逸國のヘレネ、ジモン夫人は英國及び佛國の如く法律を以て學校食を供給する方法が佳いとし、貧民救護を受けるものの児童及び年收九百「マルク」以上に達せないものの児童は學

校食を法律的に受けることを要すと唱道した。又栄養不良の學童は宜しく學校食を受ける必要がある。早朝食及び午食は一定の規定に本づき調理せらるることが必要である。

ジモン夫人の唱道した法律的學童食餌供給の要求は獨逸國に於て未だ實現されない。或論者は獨逸國の如く貧民救護の進歩した國では強迫的學童食供給の要はないと、更に兒童食餌供給と一定の關係を有する兒童預所の設備は最良の方法だと言つて居る。

埃多利維也納ではフーヴァー慈善協會がフオン、ビルケイの方式で學童に給食して居る。即ち「カロリー」の代りに「ネム」單位を使用するのである。「ネム」は牛乳一瓦に相當しその十倍を「デカネム」、百倍を「ヘクトネム」、千倍を「キロネム」（一リッター）、百萬倍を「トンネム」（百基瓦）とし、二歳乃至六歳の小兒の一日の定量は一七乃至二三「ヘクトネム」、六歳乃至一〇歳は二五乃至三〇「ヘクトネム」、一〇歳から一五歳迄は三一乃至三四「ヘクトネム」と規定して居る。食事の時間は午前七時、十時、午後一時、四時、七時の五回で、七時には牛乳、「パン」、「チーズ」。十時には「スープ」と「パン」。二時には「スープ」と「パン」と「バター」又は罐詰類を與へる。この内學校では晝食だけ與へる。その栄養價は一〇「ヘクトネム」（牛乳一〇〇〇瓦）である。兒童の栄養状態は、彼等が食卓に着きたる際その丈けによつて判別し、不良のものは病院へ送り

特別の献立を與へる。」

我國の兒童の中にも登校前に食事をせずに空腹をかへて通學するものがあるが、しかし斯かるものに對する施設はまだ殆んど無いのである。

學校兒童に食料を供給する場合に注目すべき二方面がある一は學校食を供給することが餘りに擴張するときは、これにより父母は兒童養護の責任を忘却し易い傾きが出来る。他の一方には母が職業生活をなせるため實際上兒童が温かき午食を家庭でとることが出来ないことである。これに對しては十分の扶助をすることが必要である。」

第二十六章 神経系統の障碍

第一節 神経性障碍

學校兒童に神経性障碍を發生した場合には先づ遺傳素因を考へねばならぬ。小學校時代では兒童の健康なる場合に教課の重荷に因して神経障碍の發生することは稀である。然れども試験等のために特に神経を勞して神経の障碍を招くことがある。高等の學校では神経障碍の發生することは決して稀でない。

兒童の神経障碍を學校の罪計りに歸することはいけない。兒童は學校生活の外家庭にて種々の惡影響を受けることがある。例へば夜更けるまで兒童を娛樂所に誘出したために神経の興奮を増劇し且つ睡眠を妨げる等のことである。其他精神及び身體の過勞をなさしめることは悉く神経障碍の原因として數ふべきものである。

神経障碍を有する兒童に對しては教師は大に注意を拂はねばならぬ。被教化力薄弱のものは別に之を教育する必要がある(補助學校)。神経障碍を有する兒童が他の正常兒童の中に混ずるときはこのために他の兒童は不良の感作を受けることがある。

兒童で既に神経障碍を有する場合には學校生活をするために増悪するものと考へるのが至當である。そして此等の神経障碍は不治の疾患を發することがある。

神経障碍の状態は毎常同一ではない。身體的なるのがあり、精神的なるのがあり、或は兩者交々現はれるもの等である。

第二節 神経の刺激性薄弱

これは神経質の中に總括せられるものであつて中樞神経の刺激が興奮し又は減弱したるものを謂ふのであるが此状態に關して概言すると左の如くである。

兒童の注意力散漫し、従つて健忘性となり、且つ怠惰の念を生じ空想的記述を讀みて楽しむの傾向がある。気分は變換し易く、忽にして快活となり忽ち鬱憂に陥るのである。かゝる兒童は又道德的缺陷が有り暴行し或は動物虐待等をする。此種の兒童を教育することは困難である。訓諭、處罰等を行つても效果を見ることが出来ない場合が少からずある。

神経質の著明なる徴候は前額部に發現する頭痛である。上級生及び高等の學校生徒にして神経質のものでは此頭痛を存するものが甚だ多い。殊に神経疲勞のために頭痛が増劇する。學校内又は家庭で久しく坐し、空氣惡しく、又は光線不十分の際讀書、書字等をなすときは眼の過

勞を起し脳髓に血液の循環することが多いから頭痛の發生を催進する。然れども此際他の原因を探ぐらねばならぬ。例へば便秘、鼻呼吸障碍、血液循環障碍不適當の衣服等の如きである。

神経質の兒童の多くは睡眠異常を有する。即ち不安又は惡夢に襲はれて眠りをとることが出来ない。言語障碍を有することも稀でない。食思振はず、顔面は蒼白であつて貧血性であるのが常である。

神経障碍がある外他に異常を認めず、又遺傳的素因を證明せない場合には病原を除去すると疾病は速に全治する。時としては一時兒童の休校を必要とすることがある。また田舎、海濱、山岳等に轉地して効果を見ることがある。兎も角空氣の新鮮な郊外に兒童を遊ばしめると効果が見える。身體的運動を適當に行ふことは良いけれども過劇に失することのない様にせぬといけぬ。

身體に證明し得可き疾患例へば鼻疾患、眼病、腸病等の存するときは同時にこれに對する所置をなすべきである。

第三節 續發性精神薄弱

小兒期の續發性精神薄弱は稀であるが春機發動期に起るところのものは大に注意を要するの

である。何となればこれは漸次春機發動期的精神病に移行することがあるからである。そしてこれ等は早發性癡呆(Dementia praecox)の總稱のもとに取扱はれる。春機發動期に急性に起る精神病は最早教育治療學の範圍ではない。しかし若し漸次に發生する場合には教育上の注意を要するのである。「ヘブレンニー」(Hebephrenie)の初發症狀は容易に視過され又誤診されることがある。このため學校の成績はよくないし、教師はその趣を家庭に通告し、兒童は學校と家庭で嚴格の取扱を受けることがある。斯くの如く病の發來が緩徐であるから家庭醫もこれを疾病と見做さぬことがある。教師の方では生徒の知識が減退するのを見て怠惰又不注意のために起るものとして苛酷の所置に出ることがある。しかしそれは何等の効能もなく却つて惡結果に終るのが多い。十六歳の中學生で學業成績中等度のもので勤勉の心篤かりしが、成績が悪くなり宿題は行はず、父の金を盗み、學校に行く代りに咖啡店に出入するやうになり、學校では罰を受け、家庭では捨てられ、遂には市中を彷徨して他人に迷惑を掛けることが少なくないの

で、止むを得ず精神病院に收容された例がある。

「ヘブレンニー」に特異の點は兒童が綴方を行ふ際發見せられることである。即ち作文の内容は下らぬことながら文章は甚だ華やかで外國語を好んで應用し、字態は極めて變異を貴ぶ、文

章中には檢點などをつけ或は線などを引きて大袈裟にすることを以て得々として居る。熟練の精神病學者であると一見して直に病症を診斷し得る程である。又此編者は多書多作を好む傾向がある。多數の文書を認めて他人に届けたりする。その他將來大規模の事業を企てて、他人から見て空中の樓廓でも本人は真面目に之を固持し、成功を期して居るのである。

「ヘブレンニー」性の癡愚のものは手淫を濫行することがある。癡愚の度の劇しきものでは、その度も自ら強い。時によりては此強劇の手淫が精神能力減退の原因かとも思はれることがある。又この種の兒童には犯罪的行爲に出るものがある。カールバウムはこの種類のものを「ヘボイドフネー」(Heboidophrenie)と名け、ストランスキは後天性悖德症(Erworbene moral insanity)の多數は「ヘボイドフネー」に屬するものだと言つて居る。

後天性に發來した精神薄弱に對して教育的治療を行ひ良好の結果を收め得る場合がある。これは主として職業的教育を施すのである。病氣以前に有して居た精神能力を喚起せんとする努力は殆んどその効を見ない。早發癡呆の場合には病的機轉の經過して安靜の現はれた中に教育的治療を初めて生活の方法を變化すると効果を見ることが出来る。反抗性状態のものは、よき習慣を造らせ、單簡の仕事例へば手工、農事的作業の如きことをやらせる。浮浪性状態のものす

ら治療教育によつて良果を收め得た例がある。詳細のことは教育治療學に譲る。

第四節 神經質兒童の取扱

神經質は遺傳より來る場合多く、その遺傳は兩親及びその他の先代の神經病、精神病、酒客犯罪者、偏人、天才等に起因する場合が多い。或は受胎時、妊娠時の障礙に因ることがある。又後天的にも勿論起り得るのである。

神經質の子供は精神過敏で、少しの感動でも著しく喜怒哀樂の情を起すのである。即ち癡癪強く我儘で、怒り易く、自負甚だしく、亂暴である場合には癡癪を起したりする。嗜好及び趣味も常規を脱し想像は進んで空想に耽り、考へは極めて偏狹である。學業亦大に不平均で或學科は優等であるが、他の學科は劣等である場合がある。又恐怖症、強迫觀念、潔癖等を起すことがある。

「ヒステリー」も亦小兒に來り神經衰弱症及び神經質と混同されることがある。「ヒステリー」の特徴は多くは角膜反射、懸雍垂反射、咽頭反射は消失するけれども神經衰弱症や神經質にはこのことが無い。

世が開けるに従ひ人間が身體と精神とを過勞するの度は益々甚だしくなり、そのために神經

質に陥るものの数は多くなる。従つて生徒未だ身體と精神を過勞すること少き兒童にも尙ほ神經質に陥るものの數が多くなる。

神經衰弱症を神經質と誤られることは屢々ある。これは區別すべきものである。神經衰弱症は刺戟に對する興奮性が増加して病的過敏になり、例へば苦悶、頭痛、羞明、短氣、耳鳴、知覺過敏、筋肉攣縮のやうな状態が現はれ、精神及び身體的作業の後には疲勞が病的に亢進して記憶力が弱く、忍耐力が減じ、全身衰弱、注意散漫になるのである。

神經質は刺戟に對して過敏性であるが疲勞性は病的に發達することはなす。

神經質兒童の教養に方りては多大の注意を拂はねばならぬ。即ちこの種の兒童は暗示の作用著しく又感情が甚だ變換し易いから周圍の人が不注意の場合には不慮の禍を招くことがある。賞罰の點につきましては大に注意せねばならぬ。罰を行ふには特別の注意を要する。例へば學校教師が神經質の兒童を劇しく譴責せしめ自殺を遂げたるものがある。故にかゝる兒童を取扱ふ場合には普通の子供と軌を一にしてはならぬ。寛嚴兩極の中庸を得ねばならぬ。

第二十七章 活動寫眞と教授衛生

活動寫眞が初めて公衆娛樂用に供せられたのは、千八百九十六年であつて今日に至るまで一十數年の歴史を有するに過ぎない。かくの通り活動寫眞が短年月間に發達して他の娛樂機關を壓する域に進んだ原因は素より多くあらう。けれどもその主因は活動寫眞は各事件が迅速に展開し、且つ眞を映すので實物を見るの觀あること、觀客の好奇心及び知識慾を満足せしめること、觀覽料が比較的安價であるからであらう。

活動寫眞に利害の二方面がある。善用すると恩澤を受けることが多いけれども悪用するときには危害甚しい。現今の事實に徴すると我國の活動寫眞は善用よりも悪用に傾けるものと謂ふに憚らなす。弊害は二種の方面を注意せねばならぬ。一は身體的弊害であつて他は精神的弊害である。

第一節 身體的弊害

一、空氣不潔なること 多人數群集する場所例へば活動寫眞館の如き所では空氣を汚染することが甚だしい。炭酸瓦斯の如きは一種の毒物として體外に排出せられるものである。そして

その毒物は空気を汚染し、同時に再び人體に吸入せられるのである。即ち兒童は毒性瓦斯の自然的注射を受けるのと同じである。斯くの如く炭酸瓦斯を吸入すること多く従つて酸素の吸入少なき時は吸収により受けるところの栄養減少し又同時に血液を清潔ならしめる度合が少ない。血液内に酸素の含有量少なくなるときはそのため全身の栄養を害するのである。神経系統殊に大脳神経系統にありては酸素を要すること最も甚だしい。故に炭酸瓦斯の吸入多く且つ酸素の吸入量少なきときは先づ害を大脳神経系統に及ぼすのである。その徴候として頭重、頭痛、眩暈を起し、甚だしいのは卒倒失神を起すに至るのである。これ等の事實は吾々の屢々實見したところである。又炭酸瓦斯のために呼吸器が直接に受けるところの害の淺少でないことも明かである。

- 二、傳染病に感染し易いこと 活動寫眞館内は暗黒であつて光線の消毒的作用を受けること少ないために細菌の死滅することが少ない。故に傳染病毒の傳播には最も都合がよい。又不潔の衣服を着けたものと相接觸するに因り病毒の傳播を招くこともある。傳染病のうち活動寫眞館の如き多人數群集した所で傳播し易いのは、結核、實扶的里、猩紅熱、百日咳等である。
- 三、眼を疲勞せしめる 「フィルム」は間斷なく展開する故に視神経は著しく緊張の状態に在る故に視神経の疲勞することが著しい。レーマンはこのために失神し又は眩暈を起したる例について報告した。

- 四、運動の不足 兒童の身體は放課後自由に運動することを要求して居る。即ち學校生活は身體運動十分でない。長時間教場に在りて靜坐をするために諸種の弊害がある。この弊害は放課後成るべく空氣新鮮なる場所、都會では戶外、公園、庭園等で自由に運動するにより調節せられるものである。そして日光は同時に兒童の身體に好影響を及ぼすものである。即ち呼吸、心臟、血液形成等の如きである。

活動館内は暗黒である、且つ兒童は映畫に注意力を奪はれるため呼吸が薄弱となり肺に導く空氣の量が減少する。故に兒童が身體を運動して戶外で遊ぶと、活動館に入るとにより起る身體の健康状態は著しく差異がある。

第二節 精神的障礙

- 一、神經系統に及ぼす活動寫眞の影響 活動寫眞を見るために疲勞、緊張、過勞等を起す、これ映畫の經過迅速なるためである。故にアウエは學校活動寫眞にありては宜しく必要に應じて相反復し又休憩時を多くすべしと主張した。

二、暗示性の悪感作 兒童の暗示性はこれを成人のものに比べて強大である。又模擬性もこれと同じ関係がある。兒童に暗示性を附與することの著大なるものは恐らく活動寫眞の右に出るものはなからう。性慾、窃盜、惡戯等は實に兒童の暗示性をそのかして遂に兒童をして自らこれを模擬するに至らしめる。先年我國にて「ジゴマ」を映畫せしめた。兒童は盜賊、探偵等のまねをなし甚だしきは學童の自ら他の兒童を殺害したる例に照しても明かである。又汽車盜賊、乘逃等の實行をも活動寫眞館にて教示したることがある。活動寫眞はこの意味で惡習教習所の觀がある。これ「フィルム」の検査にその當を缺けるがためである。横濱監獄小田原分監で少年受刑者の告白を調査したものがあつた。即ち大正三年に少年受刑者百五十人の趣向を調査したにその中最も多きは活動寫眞であつて百五十人の中實に九十四人になつて居る。そして他の趣向を有するもの、例へば演劇を好むもの(六一)煙草を好むもの(四二)酒を好むもの(二二)女買を好むもの(一四)等は何れも活動寫眞を好むものの數に達せない。斯くの如くにてこれ等不良少年の學んだところのものは何であるか。思ひ半ばに過ぎるものがある。

三、學業成績に及ぼす感作 活動寫眞のために精神疲勞、過勞等を起す結果、堪忍力減じ、注意散漫し、記憶力減弱し、思考、決斷力の減退を起し、他方には想像及び感情等病的となる。

の弊害がある。斯くの如くにして學業成績の良好を望むことは逆も出來ない。活動寫眞に出入して學業の悪くなつたものを活動寫眞から遠ざけて好果を收めた例がある。

第三節 俗惡フィルムの種類

今日我國にて用ひられる「フィルム」のうちに極めて俗惡であつて且つ有害のものがある。かゝる映畫を許可した當局者の心事何處にあるかと審むこと一再でない。兒童の教養上の眼を以て活動寫眞館の二三につき試験したものは恐らく予と同感であらう。かゝる弊害は獨り我國に於てのみの現象と言ふことは出來ない。

コンラートの調査によると二百五十個の「フィルム」中に人殺九十七、自殺四十五、離婚五十一、誘惑十九、誘去二十二、窃盜百七十六あつたといふ。

兒童を成人と共に活動寫眞館に入ること許し、右の如き俗惡のものを觀覽せしめるときはその害極めて甚大である。

被暗示性強き兒童殊に意志薄弱者にありては活動寫眞より受ける惡感作は推察するに餘りあることである。

獨逸國では兒童が普通活動寫眞館に入ること禁止して居るが而かも尙ほ警察、學校、父兄

の嚴禁を破りて活動寫眞館に入場する兒童がある。如何に教師、父兄の論理的教育の効果が活動寫眞に及ばないかを見るべきである。

そして教育家はこの點を利用して活動寫眞の善用を謀らないのは何故であるか、警察も亦この點に於て考慮するところの少ない觀あるのは何がためであるか。

笠原博士は嘗つて京都の某大活動寫眞館にて、自ら見たところの「フィルム」につきてその種類を統計したことがある。氏が實見したのは百三十九個の「フィルム」であつたが、その中演劇（主に日本舊劇）六十八枚、（中、悲劇三十八枚、喜劇二十三枚、正劇又は史劇十五枚）滑稽もの四十三枚、地理二十五枚、博物三枚の割合であつたと云ふことである。そして全寫眞百三十九個の中男女（主に青春男女）の接吻が「フィルム」に映じたもの十枚、抱擁（主に青春男女）の數十枚あり。同氏の實見した「フィルム」中最も映寫時間の長かつたのは三十五分であつたと云ふ。

予が全国各地の活動寫眞館に於ける映寫「フィルム」中兒童の最も喜ぶ種類を調査したところによると舊劇、滑稽劇、西劇、探偵劇、活劇、實寫、西洋活劇等が多いのである。そして普通映寫せられる「フィルム」の種類は、滑稽物、悲劇、舊劇、探偵、正劇、實寫、活劇等が多

い。これ等の内容は甚だ如何はしきものが少なくない。予自ら實地に見たるものうちにも警察が何故に斯かるものの映寫を許可したるかと不審に堪えざるものがあつた。

第四節 活動寫眞善用法

予は前文に於て活動寫眞に因る諸種の害惡方面を論じた。然れども一方にはまた多くの利點がある。今これを次に叙述しやう。

一、教材としての活動寫眞。學校教育の教材として活動寫眞を應用すると利便なることが多い。例へば歴史、地理、動植物、軍事、風俗、習慣、農工商に關する教育的「フィルム」の如きである。即ち活動寫眞は主として實物映畫なるため觀者は腦裡に印象することが深い利益がある。百聞一見に如かずの語の通りである。

その他衛生の教育に活動寫眞を利用すると効果が大きい。例へば人體各器官の構造及び作用、傳染病原の作用等を明瞭に示すことが出来る。千九百十一年ドレーズデン市にて開かれたる萬國衛生博覽會では多數の「フィルム」が出品されたが殊に兒童保護、人命救済の如きものは大に世人の注目を惹いた。

其他獨逸國では發音の口の形、呼吸の方法、體操法等を活動寫眞により示すことを企て己に

實行しつゝあると云ふ。教材として活動寫眞を用ふるときは種々の適當の「フィルム」を應用することが出来る。

二、社會教育の機關として 社會教育の機關として活動寫眞の善用もまた望まじきことである。

三、娯樂用として 活動寫眞はまた兒童の娯樂用として利用せられるべきものである。娯樂と云ふが尙ほ且つ常識の養成に必要な材料を鹽梅することが出来る。これを要するに今日の

我國では觀覽者の成人と兒童との區別をせない故に種々の弊害を招くのである。

四、活動寫眞利用法 予が活動寫眞の利用法としては次の如き意見を有つて居る。

- 一、兒童専門の活動寫眞館の設立を許可すること。
- 一、普通の活動寫眞館へは兒童を入場せしめない事。
若し兒童の入場を許可する場合には成人と兒童との入場時間を別々にし、特に「フィルム」を選定すること。
- 一、兒童活動寫眞館は夜間開場せないこと。
- 一、兒童活動寫眞館は一回映畫時間を二時間以内に制限すること。

一、兒童活動寫眞館は學校の需めに應じ教師の兒童教育に應用するの機會を與ふるやうにはかるがよし。

一、教育團體、青年會、婦人會等で活動寫眞器及び適當の「フィルム」を購入し、會自己で用ふる外それを貸出す様にするに効果が多し。又文部省等でも活動寫眞を教育に應用する目的で映畫などを製造するのも一策であらう。或地方へ巡廻することも適當の方法だと思ふ。

一、兒童活動寫眞館は衛生上十分の注意を以て建築し且つ設備せられることを條件とす。

一、「フィルム」の檢閲は單に警察取締りの方面計りでなく教育的方面の見地より行はれることが必要である。

一、社會的團體又は個人は兒童用活動寫眞館の善用及び利用のため扶助をするのが佳し。

以上予は教授衛生の方面より活動寫眞に關し、二三重要な事項を述べた。我國に於ける活動寫眞館の數、入場人員、映寫「フィルム」の種類、兒童の入場者數、活動寫眞館入場の頻度、同伴者の種類等につきての調査成績は拙著「兒童と教育」中に記述して置いたから茲に再び述べないことにする。

通俗教育調査會にては活動寫眞の取締につき調査の結果左の案を可決した

- 一、活動寫眞取締に關しては關係官廳特に教育官廳と警察官廳との間の聯絡を尙一層親密にし一定の方針に依りて取締を嚴重にする事
- 二、中央地方の各官廳に於ける「フィルム」の檢閲は成るべく其標準を一定する事
- 三、各官廳に於ては活動寫眞特に「フィルム」檢閲に關して特に教育上の意見を徴すべき機關を設くる事
- 四、活動寫眞説明者たらんと欲する者には其の人物性行等を調査の上之に鑑札を與ふること
- 五、説明者の説明要領は「フィルム」と共に檢閲する事
- 六、活動寫眞に關し衛生風紀上の取締を尙一層嚴重にする事
- 七、關係官廳に於て特に児童生徒等に適する教育的活動寫眞の興業及び之に必要な「フィルム」の製造を保護獎勵する事
- 八、如何なる活動寫眞館に於ても夜間は十六歳未満の者を入場せしめざる事
- 九、學校在學児童に對しては教育行政廳より學校當事者に訓令して活動寫眞の觀覽を取締らしむる事に努めしめ警察行政廳は之と協力する事
- 十、關係官廳役所體育會等に於て活動寫眞の教育上の影響を調査し児童生徒の父兄等に注意を與ふる事

第二十八章 思春期の衛生

第一節 思春期と精神變狀

思春期は生理的に身體及び精神の著しく變動する時期であるから人間生活に重要な意義がある。この時期に至ると從來極めて緩徐の發育をなした生殖器官は著しく成熟して腦の發育も亦著しく速かになり、精神生活は一新方面を開く様になる。その結果この時期に變狀を見ることがある。例へば情慾の活動烈しく、従つて自體の抵抗力を失ひ遂に救ふべからざる破目に陥ることがある。

思春期には諸種の神經的並びに精神的變調が起り易い。これはこの時期に於ける兒童の特徴の一つである。千九百年巴里で開催せられた萬國醫學會の席上にてチーヘンは四百二例の思春期疾患に關して報告した。此材料は同氏がイェナの「クローニック」にて二十個年の間に募集したものである。そして全疾患の數に比すると男兒では六・五%、女兒では七・四%となる。思春期に於ける精神障礙は精神の過勞がその發生を促すのである。

思春期の兒童で頭痛、眩暈、思考力減弱、興奮、睡眠困難、過敏性、病的名譽心等の狀態が

あると精神障の存することが知られる。

思春期の児童で右の如き精神障を有する場合に自殺を企てるものがある。その多くは精神的性格のもの又は變性的素因を有するものである。

尙ほ此條下に於て省略することの出来ないものがある。即ち著しく生殖器官が發育時に起るところの刺戟状態であつて手淫の惡癖に染むことである。

思春期に於ける児童であつて手淫の惡癖に染むものは極めて多い。又傳染性に此惡癖が児童間に蔓延することがある。實際児童が此惡習に陥れることを發見するのは困難である。けれども注意力の減弱、瞭解能力の減退等につきて觀察を怠らないならば手淫に本づくことを證明し得られる場合がないでもない。

手淫豫防として學校内では児童の手を机上に置かしめ袴中に運ばしめない様にすべきである。又寄宿舎等では一個の寢台に二人の児童を臥させないのが佳い。又春の書籍を児童に與へることを戒しめねばならぬ。

手淫に對する直接治療法としては身體を教練せしめるにある。即ち冷水浴、水浴、運動等勵することである。児童が確に手淫を行ふことを認めた場合又は大にはその害疑で獎時に

の恐るべきことを説明すべきである。この説明者は醫師が最も適當である。就中學校醫が最も適當である。

又この時代より飲酒の惡癖に捕われて貴重なる人生を打ち毀す基を造ることがある。普通のもので、思春期に變動を見るが抵抗力あり、自制力ありて身を誤ることなしに經過する。然れどもこの生理的變動は遂に化して病的状態に移行することがある。即ち青春の時期は烈火の如く、身體内部の器官は精神を興奮せしめ情慾を制することは、重大の負擔となるのである。そこで精神は刺戟性となり、且つ軟弱性を帯びる。即ち僅微の動機から精神興奮して暴行に涉ることがある。此時期に神経病的状態を起すと言ふのはこの理由である。物には感動し易く、注意は散漫となり又一時性に意識が消失することがある。想像力は過敏となり、感情は變換し易く情慾を制するに非常な努力が要る。斯くの如く精神状態がその趣を異にするがため從來潜伏して居つた病的現象は突發するに至るのである。

性慾の發露は思春期に於ける代表的のものである。精神薄弱のものでは意志弱く衝動制御の力が乏しいため遂に劣等性を發起して風俗を害するに至るのである。精神病に罹るものの數も亦この時期に於て増加するのである。そしてその最も多きは早發性癡呆である。

早發性癡呆は奇異の態度をなし、言語粗野に流れ、趣味、宗教等の高尚なる感情は消失し、判断力、推理、想像、記憶等の精神能力は次第に減弱し、時に妄想を起すことがある。本症は時として思春期に先ち慢性の形をとりて學童に現はれることがある。即ち此場合には兒童の活氣は衰へ、顔貌は呆然となり、注意力消失し、記憶不良となり、學業成績低減し、又は通學を避け、彼方此方に彷徨し、時に窃盜や放火を行ふことがある。斯かる場合に教師及び父兄は苛酷の所置に出ることがある。これは兒童の單純なる情及び不注意に本づくものと見るが故である。然れども病理的現象に對して譴責及び罰則は何等の効果を見ることはない。その他思春期に於て癲癇の發來することも稀でない。女子はこの時期に痙攣發作を起すことがある。「ヒステリー」性のものは思春期に著しく性慾亢進し種々の惡行爲を働くことがある。又躁鬱性精神病を此時期に見ることがある。この病は感情の障礙であつて或時期は精神抑鬱し、或時はこれと反對に爽快を覺えるのである。自殺者の中にこの病にかかれるもの少なくない。女子には一種の生理的現象がある。月經これである。月經變調のために女子の精神生活は著しい影響を受け憂鬱状態になることがある。その結果どうかすると衝動性行爲を見るのである。例へば放火、殺人、放浪、窃盜等の如きである。前文にも述べた如く、性慾の發露がこの

時期に旺盛なる結果、異常手段、病的方法によりて性慾の満足を得んとするに至るものである。手淫、臀部切除、毆打等の如きこれである。又女子はこの時期に好んで賣春婦となるものがある。神經衰弱症も亦思春期に於て發するものが多い。

第二節 青年男女の監督及び保護

以上述べたる如く思春期に起るところの精神的變狀は忽諸に附すべきものでない。これ個人のみでなく、家庭並びに社會に非常なる影響を及ぼすが故である。この故に先づ(一)健康に注意し、(二)酒精の飲用を習はぬ様にし、(三)惡しき例を示すことなく、(四)殊に性慾教育は適當にこれを施行するの要あり、(五)精神變狀は一時性のと持續性のとがある、又全然病理的であるのがある宜しく慎重の態度を以てこれに臨むべきである。決して濫りに、(六)罰則を嚴しくしてはならぬ、(七)素より放逸であるのを觀過することなく、適當の監督と指導を要するのである、(八)榮養は良好であるべく、(九)睡眠は不足なく、(一〇)適當の運動を取らしめねばならぬ、(一一)過劇の勉學は謹しむねばいけぬ、(一二)空氣は新鮮のものを選み、(一三)入浴殊に冷水摩擦、水泳、水浴等の抵抗法を授け、(一四)遊戯、體操をなさしめ、(一五)卑猥の談話はこれを避くべく、(一六)讀物も亦適當のものを選んで俗惡なるものを避けねばならぬ、(一七)演劇、活動寫眞の如きも害を招くの基となることか

少くなく、(六)賞罰は寛嚴兩極端に涉ることなく中庸を得なければならぬ。

第二十九章 性の教育

性的感覺及び性的慾性は人間にありて二個の要素からなつて居る、即ち(一)遺傳又は稟賦及び(二)外界の刺激、習慣等から得たるものこれである。前者は系統的發育の産物であつて教育上これを左右することは出来ぬ、後者は教育の範圍に屬するのである。即ち遺傳的性慾の性質を成るべく、(一)適當に、(二)善良に且つ、(三)健全に誘導することが必要である。若し遺傳性慾の質が悪しきときは種々の異型を生じて社會を害すること少なくない。例へば同性愛、變性愛、色慾轉倒症等の如くである。斯くの如く異常の性的遺傳を有せないものでも、教育の範圍に於て行はるべき手段は極めて多い。幼少の時より性慾は口外することの出来ないものとして兒童に何等の知識を與へないときは一定の年齢期に達してこの疑問を懷き煩悶して或は俗惡の書物により或は活動寫真によりて、これの説明を求めやうと欲するに至るのである。此際最も恐るべきは花柳の巷に入りて賣女に交情を求めるか、又手淫の惡癖を習ふことである。斯くの如くするときは、種々の弊害が生ずる。教育の目的は兒童の稟賦を保護し善導して圓滿なる發育を遂げしめるにあるのではないか、何故に他を教へて性慾のことだけを顧みないのか、その理由を發

見ることが出来ない。又多くの青年男女を見ると結婚の時に何等性慾に關する知識なく、自己の健康を保護する途を知らないもの比々皆然りと言つてよ。

性の教育は普通に人の考へるほど困難なものではない。初め兒童は、只自己及び同胞が何所から來たのかを知るだけで満足する。尙ほ年齢が長ずると何故に子供が母體內に宿るのか解説を求めるのである。この場合には親は交媾の事實を單純に示すことを心掛くべきである。これには興味あるシニャド(Schmid)夫人の經驗談がある。或日八歳の男兒と年長の姉二人と共に鶏のことにつきて盛んに争論した。二人の姉が曰ふ牡鶏は無用の長物に過ぎない。未だ一回も産卵せない。八歳の男兒は男性を侮辱したと言はん斗りに、牡鶏は産卵はせないが何か外に役立つことがあるに相違ないと。そして争論の結末をつけやうと母親の許に走つて行つてその判決を乞ふた。母親は全く包みかくすことをせないで牡鶏が居ないと牝鶏の生んだ卵は孵化せないと云つた。これを聞いた童子は如何にも自己の先見の明を誇る様に我家にも父がなかつたら子供は生れなかつたと附言した。母親は直にその通りであると答へたから子供等はこれに満足して再び遊びに耽つて居たと云ふことである。斯の通り説明は植物又は動物を例として容易に行ふことが出来るのである。

大切であるべき性慾の教育は母親及び教育者より等閑に附せられ、召使、悪友、活動寫眞、俗悪なる書物等によつて解説を聞くのである。そしてその危害は淺少でない。幸にして性慾教育は近時教育界の問題となり、その方法につきても考究されつゝある。その教育は單に男子のみ必要であるのでなくして女子にも亦同様に必要なである。女子には生殖生活妊娠出生等につきても一定度の説明をなす必要がある。解説方法は臨機適應であるべし、一時に數人に對して説明が出来ることもあり又一個人につきただけ必要のことがある。説明法は素より個々の場合にありて適當に鹽梅される要がある。内容は生殖現象、生殖濫用に本づく危害(花柳病感染及びその結果)豫防法、生殖衛生等を主なるものとすべきであらう。

左に掲ぐるはカール、グライスマンがミュンヘン學校衛生委員會の席上で性慾教育問題につき論究したものである。

- 一、現時少年間には手淫の習慣が蔓延して居る。これを矯正するには少年保護法を完備せねばならぬ。これと同時に成年者の道德を向上させる必要がある。
- 一、個人教育は性格の教育である。性慾教育もまた個人教育である。
- 一、少年の意志を強固ならしむることを要す。性慾感覺の過度に失することや、これに本づ

く觀念、行爲は身體的保護及び運動によつてこれを除くことを圖らねばならぬ。

一、性慾生活及び其現象を個人的に行ふことを必要とする。

一、性慾のことを個人的に説示する場合にあつては家庭に於て両親又はその代理者がこれに當る。

一、しかし前項のことは家庭で忽にされて居る。先づ両親に性慾の智識を與へる必要がある。この任務には醫師か教師が當らねばならぬ。

一、性慾説明の範圍及び時期は個人によつて定められねばならぬ。

一、私見では強制的に學校で一正課として性慾問題を説明する必要はない。

一、學校では風儀の悪い生徒と他のものと區別することが必要である。

一、補習學校、中學校以上の卒業生に對しては生殖生活の危険について説明する。初は両親に對し、次で生徒に説明するのである。

米國フィラデルフィアのドクトル、リチャードは學校に於ける性教育は間接と直接との方法があると言つて居る。間接の方法は左記の學科によつて性の生理、心理及び衛生を教授するのである。

一、生物學

動植物の繁殖、胎生學、内分泌、嬰兒、性的二次性徵、遺傳の原理と優生學

二、普汎科學

植物の再生、種子、人爲選擇、限制狀態、性的傳染病

三、生理學と衛生學

細胞の機能、無導管腺及びホルモン、骨及び筋肉系統、生殖器系統、神經系統とその保護、傳染病、健康の保持

四、身體練習

精液射出、自克と健康、月經の衛生、生殖器保護、行儀、結婚、出産の衛生

五、社會的研究

家庭の歴史、女子の位置、職業、戰爭、偉人の傳記、民族に及ぼす花柳病の害、淋病と人口減却、梅毒と精神病及び變性

六、家事經濟

家族豫算、食物、設計及び給與、衣服、美術、家事整理、兒童研究

右の學科の中で、適當の場合に性教育を施すのがよい。

直接の方法としては醫師、學校外では兒童を最もよく知つて居るものがその任に當るのである。リチャードはフィラデルフィアのウイリヤム、ペン高等女學校で千九百十一年以來性教育を實施して居る。種々方法を改良して現今では家庭衛生養育及び性教育の課程として居る。その

課程は二學期で、一週四十五分づつ四十週に涉つて居る。第一學期は家事衛生及び養育を各十週づつ教授する。講義は家族の文化的經濟的及び道德的價值、家族の設備、暖室及び照輝、厨房、地窖、寢室及び浴室、汚物塵埃及び下水、黴菌、傳染病、消毒法、病室、看護、繃帶、無腐法、防腐法等である。第二學期は性教育で左の課程である。

- 一、生活の四期 即ち嬰兒、兒童、青年及び成人
- 二、男女青年期 身體及び精神の變化、無導管腺及び「ホルモン」
- 三、植物、動物、人類の生殖生活
- 四、子孫の數
- 五、女子生殖器
- 六、出産
- 七、婚姻、歴史、結婚年齢、結婚方法
- 八、妊娠衛生
- 九、嬰兒、その看護と養育
- 一〇、人種毒（消毒、結核、花柳病）

- 一一、夫妻、小兒 家族及び國家に於ける花柳病の結果
- 一二、賣笑婦
- 一三、遺族、魯鈍兒
- 一四、舞蹈、衣裝、演劇、繪畫、圖書

ウイリアム、ペン高等女學校では斯種の性教育を施すること十二年、その教育を受けたものが五六千人もあるがその両親から苦情を申込まれたものは一人も無い相である。

性の教育をあまり早期に行ふときには種々の危害がある。

- (一) あまり病的現象を力説すると恐病性を惹起するに至る。
- (二) 性に關する教授は非人格的とせねばならぬ。又性的本能は單に生殖を目的とする純粹の肉體的現象として取扱つてはならぬ。兼ねて高等道德を助くるものたるを知らしめることが必要である。

- (三) 性の教育は想像を逞ふするやうにしてはならぬ。
- (四) 性の教育を施すに際し謙抑、羞恥心を利用するはよいが、これを顛覆する如き教授法はよくない。

(五) 性的事實をあまり多く授けると好奇心を起して自制力を殺ぐことがある。故に注意周到にして性的事實に對してあまり異常の興味を起させぬやうにする。

第三十章 衛生の教授

國家の基礎は強健なる國民に在る。國民保健の實を擧げるには國民全體が衛生の知識を應用せねばならぬ。この點よりして學童に對し衛生に關する知識を授け置くことは極めて緊要のことである。

中學その他の高等程度の學校では生徒に衛生學の大綱を領解せしむることを必要とす、之には教師自己が衛生學の概要を知らねばならぬ。生徒に衛生の大意を平易に示すには圖繪の標本等を用ふるのが便利である。若し教育の經驗ある醫家が衛生の學科を擔任することが出來れば最も好都合である。

衛生に關する教授は高等の學校生徒に授けるのみならず小學校の一年から始められる必要がある。その初めは先づ姿勢、齒牙衛生、口腔衛生などよりし、呼吸器の衛生、結核其他傳染病の豫防、清潔及び消毒方法、栄養品、嗜好品等より進めて、第四學年生以上には生物學、理化學等の教授の際適當に衛生上の事項を鹽梅するのがよい。

小學校の生徒に衛生の知識を授ける際は前に述べた様に始めは口腔内の衛生、身體殊に手、

瓜等を清潔にすることである。また兒童は手指を徒に口腔、鼻孔、耳腔等に押入ることがあるから斯かることを避けしめると同時に、その危害を示し且手の清潔の重要な意義あることを悟らせ置くことが大切である。

こどもに咯痰を漫りに咯出せしめぬやうに注意し、一定の痰壺を利用する習慣をつけ、其他衣服、靴、襟等に關する注意事項を示し、鼻孔から呼吸することを教えて置くのがよい。疾病殊に軽度の加答兒(鼻、口腔、咽喉、耳、眼)等の場合にとるべき注意事項及び處置に就きて教を置くことも肝要である。若し不注意の場合には輕症が變じて重症に移行することがある。それから災害に關しても一定の注意を示し置く必要がある。例へば身體に創傷を受けか場合、不潔の布片で拭ふが如きことは日常目撃するがこれは傳染病原を感染する危害がある。

獨逸では小學校に於て衛生上の知識を與ふるために種々の施設を備えて居る。就中ドレリスデン、ハンノーフエル、ハムブルヒ、ミュンヘン等では、その爲め効果を收めつつある相である。今其一、二の例を示さんに、ドレリスデンでは、第七學年の生徒に一週に一時間づつ、人類學及び衛生學を教授して居る。その内容は人體の發育、運動、呼吸、榮養、血行、體温、五官器の作用等である。第八學年の生徒には人體發病現象、疲勞、恢復等を追加し、その後には細

胞の生命、榮養、發育及び増殖、病的現象、安靜と作業の關係等を教授して居る。第七學年に於ける人類學は成るべく身體の作業、器官の衛生を詳しく教へ、理學、化學等の教授の際、燬法、視器の缺陷、眼鏡、燃燒作用、產物、有機物質、榮養品の腐敗消毒に關する知識を授けるのである。

ハムブルヒでは矢張毎週一時間第七學年の生徒に人類學の教授をして居る。また理學、化學の課目中には酸素の作用、水、濾過、蒸溜、炭素、炭酸、呼吸器等の知識を與へ八學年に及んでは含水炭素、糖、醱酵、醱酵素、動植物中の蛋白、腐敗、產物、脂肪、採光、燬法、清潔(身體及び家政上)、水、石鹼、曹達の作用、斑點除去法、鏽性物質の清拭法、住家及び街道清潔法、塵埃及び換氣、結核豫防、下水、水清潔法、飲料水の性状等を授けて居る。女子には其他家政の衛生、料理用器物の利用、用法、清拭法、榮養品、嗜好品及び人體に對する作用、合理的榮養品、牛乳の意義、榮養品の誤用、採光種類、燬爐、爆發の豫防等を附加して教授することになつて居る。

ミュンヘンでは第七學年生に實際上の重要問題を理科の時間に教授して居る。即ち燬爐の使用法、呼吸及び保温、聽覺及び視覺作用等であつて第七學年及び第八學年では毎週化

學二時間、理學三時間(内一時間は實習)を教え、女子は第八學年で理科の時間なく、これに代ふるに三時間の家政學があり(男子一時間)これに料理の授業が毎週四時間ある。ドレイステン及びハムブルヒでは衛生學を自然學のうちに加へて授業して居る。ミンヒェンの小學校の八年生には男子に尙ほ毎週一時間の衛生學課業がある。その内容は人體の構造(器官の作用及び目的)、人體生活に要するもの(空氣、水、榮養、衣服、住居)體溫(溫の形成、保溫、障導)、災害及び救助、作業と恢復、嗜好品の利害等である。今これ等の内容を示せば次の如くである。

一、榮養

- 一、榮養品の造構及び作用
- 二、無機性榮養品、水及びその性狀、水及びその應用法
- 三、動物性榮養品、牛乳、卵、肉、脂肪
- 四、植物性榮養品、果物、穀類、莢類、馬鈴薯、甘薯類、大根類、食用性茸類
- 五、嗜好品、鹽、糖、咖啡、茶、麥酒、酒、燒酎、嗜好品の意義及びその濫用
- 六、榮養品の分解、消化、醗酵、腐敗
- 七、食卓、飲食の規律
- 八、病人用料理

二、衣服

- 一、空氣、呼吸、血行
- 二、溫の發生及び放散
- 三、保溫
- 四、衣服及び服地の理學的性狀
- 五、健康、嗜好、衣服の性狀
- 六、寢具
- 七、衣服の清潔法、(一)乾燥(二)洗濯用品(三)化學的清潔法
- 八、衣服保存法

三、住居

- 一、住居の理學的關係、位置、地質、地木、下水、空氣、光線
- 二、煖法、燃燒、燃燒物質、煖法の種類
- 三、採光、採光物質、採光の種類
- 四、採光及び煖法に關する注意事項
- 五、換氣、消毒
- 六、住居清潔に關する衛生
- 七、住居の設備

學童に衛生上の知識を授くるに方りて尙ほ見逃すことの出來ぬものは結核豫防、飲酒豫防、

強健法である。尙ほ近時性の教育の必要を唱道するもの多くなつた。獨逸では既に性の教育を實施して居る所も多くある。我國ではまだ實施して居る處は極めて少いやうである。

一、各課目の衛生及び價値

(イ)自然學 兒童に理化學の知識を與ふことは衛生上より見ても必要のことである。現今の如く日進月歩の時代では理化學的物質または装置より受くる危害を避け、同時にこれを應用することを學ばねばならぬのである。この目的で理學的装置を應用し、兒童をしてその作用を目撃し、自ら領解せしむるやうにせねばならぬ。

(ロ)料理 料理の實習は兒童の運動すること多く、尙ほ十分熟練せぬ手で皿、鉢などを取扱ふことを要するから特に注意が必要である。また鋭利な刃物、煮沸した液汁、火氣等を用ゐるのであるから誤つて外傷などのなきやうにせねばならぬ。故に一實習に多數の兒童を參加せしむることは不適當である。グラウブネルは四人の女子が一組となつて料理の實習を行ふには約十ニ平方迷の地床を要すると言つて居る。

料理の實習室は素より換氣よく且容易に暖め得るやうな設備を必要とするのである。地面滑り走り易く、又は凸凹などあつては不可である。水道管及び器物置物などが遠方にあつてはまた

實習に不便で且危険である。これを要するに家政の授業は重要な課目であるから設備を完全にするやう努めねばならぬのである。

(ハ)嗜好品 嗜好品例へば酒、煙草、珈琲等に関してはよくその生理的作用を解説し、兒童が未だ愛用し初めざるに先ちて濫用による害を豫防することを勉めなければならぬ。

二、父兄の領解 學童に衛生の知識を授くる目的は要するところ人生の實際生活をより良くする爲めであるから實行によつてその價値が認められるのである。これに就きては尙ほ兒童の父兄の領解が必要である。兒童保護者は衛生上の知識は兒童が學校で授けられずとも、適當にこれを教え且指導し行くべき筈であるが、實際はこれに反する場合が少くない。故に衛生に關する知識は父兄會、保護者會、教育會の如き父兄の集合する場合に十分高調し置く必要がある。父兄のうちには兒童が學校で授けられた衛生上の知識の應用を妨げるやうなこともある。これは以ての外である。

三、教師に衛生學の教育 教育者が衛生學の知識を有することの必要なるは勿論である。この點よりして従來行はれた多くの施設がある。即ち専門の學者が衛生學及び學校衛生等に關する講義を教師の爲めに行ふのである。ギョツチンゲン、ボーゼン其他の大學では休暇講習なる

ものを授けて居る。我が國でも東京大學で東京市教師の爲めに學校衛生學の講習を開いたことがある。又東京廣島兩高等師範學校及び東京女子高等師範學校に於て衛生學、學校衛生學の課程が加へられて専門學者が講義して居るのである。學校衛生の改善、教授衛生の進歩等を謀るには師範學校の課程に衛生學、學校衛生學を加へて専門の學者が講述するやうにしなければならぬ。これは現今諸方面からの要求でもあるし、最も急務の一つであると思はれるのである。

第三十一章 アルコホールに關する教授

日本では小學校生徒で酒を飲むために多くの危害を受けるものは少ない。中等程度の學校生徒になると酒類の飲用を初めるのである。故に小學校時代に酒害の真相につきて兒童の腦裡に十分印象させて置くことが將來飲酒豫防として必要のことである。この點より見て、學校兒童に酒に關する知識を與へることは根本的方法とも云ふべきである。

我國で多年懸案であつた未成年者禁酒法は衆議院を通過すること十五回にして初めて貴族院の決議を見た。そして大正十一年四月一日より實施されて居る。

兒童の酒精濫用に對する豫防法は、最近獨逸國に於て盛に行はれ甚だ成績の顯著なるものがある。

獨逸國では小學校兒童の飲酒者を調査し、その結果如何なる方法を以て兒童飲酒の惡癖を避け得べきかにつきて研究した。

成人にありては健康の節酒(少量飲酒)の場合に假令その害を認めるものを見ない場合でも兒童の飲酒は嚴禁されねばならぬ。成人は既に一定の發育期を經過したものである。之に反し兒

童にあつては全身の諸器官發育の途中にあるが故にその危害を受くるは成人に比し甚だ著明である。と謂はねばならぬ。これ器官が幼弱なるがためである。

予は今讀者の参考に資せんために學校兒童飲酒に關する獨逸國の調査を紹介しやう。

ミュンヘンで小學校兒童數四千六百七十二人につきヘッケルが調査した處によると左の如き結果が出て居る。

禁酒兒童	一三・七%
常習性飲酒	五五・〇%
一日一回飲酒	四一・〇%
一日二回飲酒	一四・〇%
常習又は不規則性に「シュナップス」飲用	六・四%

右の中、固有の飲酒者即ち毎日「リイテル」又はそれ以上の麥酒を飲むものは全兒童の四七%ある。

ノルドハウゼンでは、第七學年生は四十九人中三十八人は葡萄酒を飲み四人は「シュナップス」を飲んで居る。そして全部のものは麥酒を飲んで居る。

第四學年生二十八人の女生徒中二十七人は已に葡萄酒を飲み、十四人は「シュナップス」を飲んだ。十六人は軽い酩酊に陥つたことがあると説明した。

ウルムの小學校兒童飲酒者は左の如き状態である。

常習性飲酒(毎日「リイテル」麥酒)	一〇%
毎日「リイテル」以上麥酒飲用者	五%

グーラの小學兒童飲酒者は左表の如くである。

男生五百十五人 (中從來飲酒せぬもの四人)	
女生五百五十四人 (全 八人)	
「シュナップス」飲用者	男二五〇 女二七〇
葡萄酒飲用者	男二三五 女二五七
毎日麥酒飲用者	男一〇九 女一三〇

伯林にて某小學生徒四百八十四人につきて検査した成績は左の如くであつた。

毎夜麥酒を飲むもの	六四%
毎正午麥酒を飲むもの	四三%

シヨルネベルヒ小學生の飲酒者 (コルトフェルド)

上級六學級生徒四百七十人中飲酒者の數は左の如くである。

常習性麥酒飲用者

五六・二%

時々飲用するもの

三〇・〇%

女生四百九十七人

常習性麥酒飲用者

四八・七%

時々飲用するもの

三二・〇%

ツェルラ、サンクス、ブラジールでは、尋ねられた女兒の九一・九二%に於て麥酒を飲みしものあり、其中で毎日飲用するものは六・九九%ある。

ゴータでは左の如き數字を示して居た。

麥酒を飲みしもの

七八・二八%

毎日飲酒するもの

一二・九七%

多數の人々の研究したところによると、造酒地方の兒童は飲酒者率が多い。又祭禮、旅行、散歩等の場合は飲酒の程度一層著しいと云ふことである。日本でも花見時などに兒童を同伴し

て飲食の際酒を吞ませて、こどもの騒ぐのを喜んで居る様なことを度々目撃するが、これは謹しむべきことである。

學校で生徒に酒のことを教へる場合には、先づ左記の要項を示すべきである。

一、「アルコール」の生理的作用

(イ) 身體に及ぼす影響

(ロ) 精神に及ぼす影響

「アルコール」の身體及び精神に及ぼす影響を實驗的に觀察した子の業績は兒童研究所紀要第八卷誌上に報告して置いた。

二、病原としての「アルコール」

三、「アルコール」と罹病率

四、「アルコール」と死亡率

五、「アルコール」と犯罪

六、「アルコール」と精神異常

七、「アルコール」と能率

八、「アルコホール」の子孫に及ぼす影響

九、「アルコホール」飲用を豫防する法

教授に關しては次きの如き注意が必要である。

- 一、特別教授の時間を設けること。一八九二年以來白利義では特別時間を定めて小學校生徒に酒に關する教授をして居る。それから生徒禁酒會を設けんことを政府が命じて居る。酒に關する教授時間は一週に三十分位である。白利義ではこのために酒を用ふる量が減じたといふことである。
- 二、正規課目中に挿入する。家事科、生理及び衛生、教育學等に併せて酒の智識を授ける。
- 三、課外講演。
- 四、教授者。學校醫が最も適當である。しかし醫師が豫備的に教師にその智識を授けて置くことが必要である。白利義では教員養成所でこの問題の徹底を期して居る。
- 五、教授は巧妙に行はれることが必要である。
- 六、教材としては次の如きものを應用するのがよい。
 (イ) 圖畫、(ロ) 表、(ハ) 模型、(ニ) 幻燈、(ホ) 活動寫眞

第三十二章 職業選擇

職業の選擇 (Dr. Isaacs Wahl) は人生に於ける最も重要なものの一つである。個人が最も適當の職業を選び得た場合には自己の能率を十分に發揮することが出来るから自己の發展は申すまでもなく社會に於ける利益も自ら大である。職業を選擇するには父母の社會的地位財産の多少等に相關するところ少くないが最も密接の關係あるものは兒童各個の體質、才能、興味、慾望等である。兒童が自己の身體に不適當の職業を選ぶときは暫らくのうちに職業による危害を受けることがある。小學校時代の兒童に於ては自己の性能を十分辨へて居ないのみならず、職業に對する智識が不十分である。又既に自己の才能、興味などを明に認め職業の智識稍多きを加ふる時には既に時期の後れて居ることがある。故に醫家はよろしく兒童の身體を診査し、不良の影響を及ぼす職業の種類を選ぶことのない様に注意し更に適當せる職業の種類を擧げて兒童及び父兄の參考に資することは肝要である。

獨逸國ボン市の小學校では簡單の記入簿を作り學校醫をして兒童身體の診査の成績を記し、更に職業中注意すべき點を記入せしめることとした。この記入表は既に兒童が一定の身體的

異常を有し、一定の職業によりて危害を受けること明確なる場合丈けに用ひられる。

健康且發育善良の兒童では父兄が學校醫と相談すること極めて稀である。然れども選職はその人のために重大のことであるから父兄會の如き機會を利用して學校醫と父兄との意見交換に資すべきである。卒業期に望んだ兒童には是非學校醫の診査を施すべきである。最も都合のよいのは卒業一ヶ月前に身體検査を行ふことである。醫家は身體の狀況によつて避くべき職業を指摘し、同時に適當の職業を示すやうにするのがよい。

- 兒童の選職に際し學校醫と特に協議を要するものの中主要のものは左の如きものである。
- 一、身體一般に虛弱で發育不十分のもの。
 - 二、疾病又は各個器官の抵抗力微弱なるもの。
 - 三、五器官の缺陷。
 - 四、精神薄弱者。

身體が一般に虛弱で榮養状態悪しく、貧血等の場合、殊に女子にあつては一定時規則正しい職業的作業は避けた方がよい。そして父母はこの種の兒童を家庭におき自由に家政を手傳はしめるのがよい。

男兒ではかかる場合に一層の困難が生ずる。殊に父兄が男子の學校卒業とともに早く職を習はせ様と望む場合には尙更である。身體の發育不十分で抵抗力少なき兒童を激しき勞働に従事せしめるときはその危害の現はれること鏡にかけて見る様なものである。故にかかる兒童は輕易の職業をとらしめねばならぬ。

職業を指導する所以は本人の個性を十分發揮し人生の生活的意義を深からしめるのに外ならぬのであるから、職業を決定するには慎重の態度に出なければならぬ。輕々しくこれを斷定することは出来ない。

呼吸器の抵抗力薄弱であつて在學中屢氣道の加答兒に罹つた様な兒童では、假令肺炎加答兒(結核性)の形成を認めることが出来ないと言つても高度の塵埃を吸收する職業は悉く不適當である。これと同じく鑛性塵埃を生ずる職業(陶器、石屋、セメント工場、硝子製造等)も不適當である。其他煙草製造、紡績、織物等もこれと同様の關係がある。

塵埃は一種の害を氣道器官に及ぼすものであるが、その外過敏性の氣道器官は溫寒の著しい變換に逢ひて感冒を起し安い。故に溫寒の變換著しい職業に對しても一定の注意を拂はねばならぬ。例へば麵麩菓子製造、硝子製造等である。

其他瓦斯を吸入するため抵抗力少なき器官の侵されることも亦明なる道理である。

如何なる職業が此等の兒童に最も適して居るかを確定することは必ずしも容易の業でない。第一必要の條件は戶外にて永く作業する種類のものであつて、身體の勞働が劇しくないことである。故に園丁、農業等が最も適當であると謂はねばならぬ。

心臓病のものは安靜にして坐して働く職業が佳い。故に先づ事務所の執務、軽度の手仕事（掃除、活版組、製本）等が適當である。けれども壓迫性坐位をとる職業はよろしくない。即ち血行の障礙を發來するが故である。（靴製造、裁縫等）

「ヘルニア」性兒童は一定時日間劇動（重物を舉げ、荷ひ又は引き運ぶ等）を避けるが良い。

女子は生殖器疾病及び月經時は劇動及び持續性起立を要する職業を中止する必要がある。

五官器疾患又は缺陷のあるものは、煤煙塵埃等の起り易い職業を避けるが佳い。又光輝ある光線或は放線性熱を發する職業を避くべきである。近視も亦その程度によりて職業選擇の上に顧慮せねばならぬ。殊に近視に害の多いのは眼に物體を近接する職業（裁縫、編物、刺繡等）である。近視者は宜しく適當の眼鏡を用ふべきである。

聽官に障礙ある場合でも同様職業上の顧慮を要する。殊に身體の平均を失ふ（失神）ものにあ

りてそうである。建築の際梯子にて物を持ち運びする仕事、屋根葺業、煙筒掃除等は極めて危険である。

難聴の人では談話的職業を避けるがよい。例へば商店員、料理人、理髮人等の如き職業は不適當である。

神経系統の弱いものは、教師、軍人等になるのは不適當である。女子は「タイピスト」電話交換手等に適せない。特に注意すべきは、かゝる人は生命に危害を招く様な職業より遠かることである。此種の人々は時として突然苦悶、失神等を起して、不慮の禍を招くことがあるからである。この種の人に適する職業は、裁縫、事務員、製本、編物等である。

言語障礙のあるものは、音楽、演説、俳優等の職業を避けねばならぬ。

精神薄弱兒童の職業選擇は特に注意を要するのである。此種の兒童が適當の職業を得れば社會の厄介となるも少なくして世を渡れるが、そうでないとあくまでも國家の厄介にならねばならぬ。故にかかる兒童は初めから特殊の教育即ち主として職業的教育を施すのである。此教育法は初め先づ兒童の興味を發見し、然る後これと職業とを結合する様に努めるのである。學校醫が卒業際に兒童を診査して職業に關する注意を與へ卒業後も一定の相談役となり、又補習

學校でも同様の注意をすることになるとその利益は實に大なるものである。伯林・ショーネベル¹⁾ではこの施設が出来て居る。

兒童が在學中に調製せられた健康簿を補習學校へ讓與するときは補習學校長は兒童の從來有して居た疾患に對し特別の注意をすることが出来るのである。又補習學校の學校醫は兒童の身體を診査し、これに適當の職業を選ばしめるときは職業的疾患の危害を豫防する上に大なる効果を收めることが出来る。

以上は主に身體上のことを述べたのであるが、これと相並びて必ず精神的方面の診査をせねばならぬ。

智的方面では注意の種類を診査する。即ち注意は散漫性か、強迫的か、一般的か、特殊の如き等につきて調べて見る。又記憶作用は聽覺的であるか、それとも視覺的か、又一時的か、定時的か、進歩的かそれとも永時的かを檢して見る。想像は受働的なるやはた主動的なるやを調べる。又想像を目的の方面から見て、科學的なるや、審美的なるや或は實行的なるやと見る。思想の方面では概念や、斷定や、推理の作用を窺ふのである。言語作用の方面では、流暢なるか、訥吃なるか、明瞭なるか、不明瞭なるかを見る。

感情方面には個人的感情、家族的感情、社會的感情、審美的感情、道德的感情、宗教的感情等に涉り又激し易きか否かを見ることも必要である。

其他品性、性癖、好惡、勤勞、交際等のことにつきて詳細に診査し、更に各個人の特徴をも發見することが大切である。

要するに個性及び稟賦の研究が必要である。これには左の如き研究方法がある。

一、智力検査。これには(一)學校成績によるものと(二)特別検査の爲めに工夫せられたる實際方法(ビネー、シモン智力検査法等の如き)との二種類がある。

二、検査系統。これは精神及び身體に關する諸多の検査と組合せて綜合して見るところの方法である。

三、稟賦のあらゆる方面から實驗的に分析する方法である。

稟賦には三つの方面を見ることが必要である。即ち、(一)稟賦の發達を明にすること、(二)稟賦の質的分化を明にすること、(三)稟賦の量的區別を見ることである。

稟賦の程度は左の四種がある。(モマイン)

一、天才的稟賦

- 二、正常
- 三、遅性
- 四、病的變化

(1) 愚 (1) 白癡、(2) 癡愚、(3) 魯鈍)

(2) 精神病

斯くして兒童の精神界に於ける量及び質的分析を行ひ更に身體方面の處見と相綜合して職業の選擇に關する標準を發見するやうに謀るのである。

職業の選擇は「適材選擇」と「職業指導」の二つに分れなければならない。前者は後者よりも容易である。後者は生來的の能力を發見し且人間全體に就て考査する必要がある。バート博士は國立産業心理學研究所で次の如き事項を調査して居る。先づ第一に求職者の智能を檢査し、次で履歴、興味、財力をしらべ、かくて職業の範圍を漸次狹めて行く、最後に選抜的檢査を行ひ斷定に達するのである。

思ふに兒童が欲する處の職業なるものは動もすれば極めて滑稽のとがある。何となれば一には兒童自己の性能を十分辨へざること、二に職業に關する知識に乏しきことである。予は嘗て

稻葉幹一君の助力の下に東京本郷區某小學校生七百四十五人の男女につきて將來何になりたいかを尋ねたことがあつた。これに對する答案を見てもその一斑がよくわかる。即ち兒童が職業に關する理想の現はるる原因は左記の如きものであつた。

- 一、父と同じ職業を望むもの
- 二、父母又は近親のものに勧められて職業を選ぶもの
- 三、父の職業と何等の關係なきものを選ぶもの
- 四、低級なる慾望に本づけるもの
- 五、性的傾向に本づけるもの
- 六、教育に因るもの
- 七、無意識的に現るるもの
- 八、自己の缺點を自覺するため
- 九、財産慾の爲め
- 一〇、公的精神に本づけるもの

右の如くであるから、よくこれを考察して見ると兒童の選職の理由には主觀的と被動的との

區別がある。換言すると主動的と被動的との區別がある。兒童自己の性能を顧慮せずして勞金の多寡を標準とし、職業の種類を問はずして業務をば兩親が自己の兒童に強ゆることあるが如きは即ち被動的である。これに反し兒童の個性及び稟賦に本づき最も適當の職業を選択して兒童に與ふるが如きは主動的のものである。前者は興味が兒童に起らざれば決してその能率を増進せしむること能はず、然れども後者にあつては興味ありて熱心に努力するからそこに進歩がある。これがやがてその個人の生涯をして發展せしむるところのものである。常に個人に於ける生涯の發展なるのみならず子孫に及ぼす影響も亦著大なりと謂はねばならぬ。

斯かる點よりして兒童職業選定に關して社會的施設を要求する時代となつて來たのである。大阪市立少年職業相談所は大正九年一月創立されたが同所では學校選擇、職業選擇及び紹介、就職後の指導、職業に關する調査研究を行ひつつある。そしてその成績も良好である。尙ほ同種類の施設は東京市にもある。詳細は拙著『學童保健』を參照せられよ。學校にて卒業期の兒童に對し學校醫及び教師が父兄に向つて選職上の相談相手となることは極めて必要のことと信ずるのである。

増訂
改訂 教授衛生 終

大正九年十月一日印刷
大正九年十月五日發行
大正十四年五月廿日增訂改版四版



著者
發行者

右代表者

印刷者

製本者

教授衛生

定價金四圓

三田谷啓

株式會社同文館

東京市神田區表神保町二番地

田中六藏

鷺見九市

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

株式會社秀英舍

山縣純次

東京市神田區今川小路一丁目一番地

株式會社同文館

發兌

東京市神田區表神保町二番地
電話大座東京一三五番
振替口座東京一三五番

終